

学校いじめ防止基本方針

～正しく知り、正しく考え、正しく行動する～

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止など（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を推進するために策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

「いじめはどの生徒にも、どの学校にもおこり得るものである。」「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」また、「いじめ問題に全く無関係である生徒はいない。」という基本認識にたち、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応する。加えて、いじめの加害者となるような生徒や課題の多い生徒であったとしても、大切な愛されるべき存在であるし、育てていかなければならない子どもでもある。単に被害者を守るのではなく、いじめを許容しない空間の育成を軸に「いじめ」というものから「加害者」も「被害者」も守るという視点で取り組みを進める。

2 いじめ防止に向けての校内組織

(1) 生徒指導委員会

週1回 管理職、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭で生徒の情報交換等を行う。

(2) いじめ対策委員会

定例は学期に1回、必要に応じて開催するが、いじめ事案発生時は緊急開催する。

管理職、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、学年主任、担任、養護教諭、PTA会長などで構成する。

(3) 「いじめ対策委員会」の役割

いじめの相談、通報の窓口、いじめの防止、職員研修、関係機関との連携などの中核。

特定の教職員で抱え込まないよう、すべての情報の集約の共有化を図る。

学校基本方針の策定や見直し、取り組み状況のチェック、PDCAサイクルでの検証。

3 いじめ問題への理解と対応

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめ防止等のための基本的な方針より】

ア いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

イ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

ウ けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめの基本認識

ア いじめはどの生徒にも、どの学校にもおこり得るものである。

イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

ウ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

エ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

オ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。

カ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

キ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

ク いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの構造

いじめは、単にいじめられる子どもといじめるこどもの関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆（はやし立てる子ども）」や「傍観者（見て見ぬふりをする子ども）」などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響している。

(4) 具体的ないじめの態様

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

オ 金品をたかられる

- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(5) いじめに対する教職員の基本姿勢

- ア 日ごろから子どもの気持ちや思いを親身になって受け止め、共感的に理解するなど、コミュニケーションを大切にし、温かい人間関係づくりを心掛ける。
- イ いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る。」問題であることを十分に認識し、「いじめが、あるのではないか。」という視点に立ち、早期発見に努める。
- ウ 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を全教職員が持ち、毅然とした態度で子どもへの指導にあたる。
- エ 教職員の言動が、子どもたちに大きな影響をもつことを十分に認識し、子どもたちを傷つけるとか、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。

4 いじめの防止のための方策

(1) いじめの未然防止

ア 全教職員による理解と組織的な対応

- 事例研究やカウンセリング演習などの校内研修を充実させ、全教職員でいじめについての共通理解を図る。
- 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して改善充実を図る。
- 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。

イ 子どもとの信頼関係の構築

- 子どもとの温かい信頼関係をつくりあげるために、子どもが話かけてきたときには、表情を見ながらしっかりと話を聞く。

ウ 一人一人が存在感を持つことができる学級経営

- いじめに対する問題意識を高め、正義感や思いやりの心を育むようにする。
- 子どもを受容し、一人一人の立場に立った共感的理解に努める。
- 学級内で役割分担を工夫し、学級活動を充実させて、学級への所属感をもたせる。
- 思いやりや支えあいに基づく様々な活動を取り入れることにより、好ましい人間関係を育てる。

エ 一人一人を生かす授業づくり

- 指導のめあてを明確に達成の喜びを味わうことができるわかる授業の展開に努める。
- 人権や道徳教育、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

オ 社会性の涵養と豊かな情操の育成

- 体育会、文化祭、宿泊研修、職場体験活動、ボランティア活動などを通して他者とのかかわり方や自ら活動できる集団づくりに努める。

カ アセスやQ-Uなどのアセスメントソフトの活用

- 客観的なデータを基に生徒支援に生かすようにする。(6月、11月、2月に実施)

(2) 早期発見

ア 生徒理解といじめサインのキャッチに努める。

- 掃除時間・係活動など子どもたちと一緒に過ごす機会をできる限り増やす。
- 生活ノート、日誌、作文などを活用し、子どもたちの心の変化を把握する。
- 聞き取り調査やアンケートなどを活用して、いじめの実態を把握する。

イ 子どもがいつでも気軽に相談できる体制の確立

- 定期教育相談、教育相談週間など、子ども一人一人と話し合う機会を多くもつ。
- スクールカウンセラーやスクールサポーター等と連携しながら定期的なケース会議を実施する。

ウ 教職員間の協力体制と家庭・地域との連携

- いじめの兆候を「いじめかも。」と考え、積極的に情報交換をする。
- 保護者会、通信や電話、家庭訪問などを通して保護者と情報の共有を図る。
- 地区別懇談会などで地域の方と情報の共有を図る。
- 保護者対象いじめアンケートの実施 年2回(6月、11月)

(3) いじめへの対処

ア 正確な事実確認と教職員間での情報共有

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに複数の教職員で連携して、関係生徒(当事者だけでなく周りの子どもたち)から事情を聞くなど、事実関係を正確に把握する。
- 把握した情報は速やかに、「いじめ対策委員会」に報告・連絡・相談する。

イ 学校全体で組織的に対応

- 把握した情報をもとに「いじめ対策委員会」で協議し、事実関係を明確にする。
- 「いじめ対策委員会」で今後の指導方針及び指導内容、役割分担などについて決定し、いじめ問題を担任が抱え込むことがないように、組織的に対応する。
- いじめの通報をうけたときや、いじめをうけていると思われるときには速やかにいじめの有無を確認し、その結果を教育委員会に報告する。

ウ 適切な支援・指導

○ いじめられた子どもへの支援

- ・受容的・共感的に受け止めながら心の安定を図る。

○ いじめた子どもへの指導

- ・本人の言い分をじっくりと聞き、いじめは人格を傷つける行為である事を理解させ、他人の痛みが分かるような指導を根気強く行う。
- ・必要な場合は、いじめを行った子どもを別室で学習させる等、いじめられたこどもが安心して教育を受けられるようにする。
- ・深刻ないじめや法を犯す行為に対しては、早期に教育委員会及び警察等に相談して協力を求める。

エ 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に即日、関係した子どもの家庭訪問を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話合う。

オ すべての子どもへの指導

- いじめは、直接関わった子どもだけの問題ではなく、自分たちの問題であるという当事者意識を学級全体で育てる。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の子どもに徹底させる。また、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。

カ すべての保護者に対して

- 場合によっては、PTA役員、教育委員会などと連携を図り保護者への説明を行う。
その際、個人情報の取り扱いに留意しつつ事件の概要や今後の学校の基本方針等を説明し協力を求める。

キ 「いじめが解消」している状態とは

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月続いていること。
- 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。
- これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ク 指導の継続

- いじめが解消したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。

(4) ネット上のいじめの問題

- ア 情報モラルや法的責任についての教育の推進に努める。
- イ ネット上の不適切な書き込みについては、ウェブ監視業者との連携をとり、直ちに削除する措置をとる。
- ウ ネット上のいじめ問題もいじめへの対処と同様に組織的に迅速に対応する。

(5) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

- ア 発達障害を含む障害のある児童生徒、外国につながる児童生徒、性同一性障害、東日本大震災により被災した児童生徒、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に適切に支援を行う。

5 家庭との連携

- (1) 子どものさみしさやストレスに気付くことができるような啓発活動を行う。
- (2) 子どものがんばりを認めて褒めること、いけないときには毅然とした態度で叱ることなどをお願いする。
- (3) 親として子育てへの積極参加を啓発する。
- (4) ネットモラル等の啓発と協力をお願いする。

6 地域との連携

- (1) 子どもたちへの積極的な声かけを依頼する。
- (2) 近所などで困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡を依頼する。

7 重大事態への対処

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 懲戒権の適切な行使

- (1) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。
- ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係をはぐくむことができるように促す。

9 取り組みの評価・検証

- (1) いじめの防止等に向けた取り組みについて学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者、地域に報告する。

参考資料・文献

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学大臣決定
(最終改定 平成29年3月14日)

「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A(暫定版)

平成25年10月国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター

「いじめ防止6時間プログラム」いじめ加害者を出さない指導 栗原慎二編著

「岡山県いじめ問題対策基本方針」平成30年1月改訂 岡山県・岡山県教育委員会